

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（補償基礎額） 第3条　〔略〕 2　前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（以下単に「経験年数」という。）に応じて、<u>都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号。以下「都条例」という。）第4条第2項の規定を準用して算出する額</u>による。 3　次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に定める額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。 （1）配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）<u>都条例第4条第3項第1号に定める額</u> （2）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 <u>都条例第4条第3項第2号に定める額</u> （3）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 <u>都条例第4条第3項第3号に定める額</u>	〔同左〕 第3条　〔略〕 2　前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（以下単に「経験年数」という。）に応じて、<u>別表に定める額</u>による。 3　〔同左〕 （1）配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）<u>200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者 100円）</u> （2）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 <u>300円</u> （3）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 <u>200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 1</u>

(4) 60歳以上の父母及び祖父母 都条例第4条第3項第4号に定める額

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 都条例第4条第3項第5号に定める額

(6) 重度心身障害者 都条例第4条第3項第6号に定める額

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合の補償基礎額は、前項の規定にかかわらず、都条例第4条第4項の規定を準用して算出する額とする。

(補償基礎額の限度額)

第4条 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後の日である場合における休業補償（以下この項において「長期療養者の休業補償」という。）に係る前条の規定による補償基礎額が、都条例第4条の2第1項の規定に基づき東京都教育委員会が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、前条の規定にかかわらず、それぞれの定める額を長期療養者の休業補償に係る補償基礎額とする。

第5条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る第3条の規定による補償基礎

00円）

(4) 60歳以上の父母及び祖父母 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円）

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）

(6) 重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

〔同左〕

第4条 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後の日である場合における休業補償（以下この項において「長期療養者の休業補償」という。）に係る前条の規定による補償基礎額が、長期療養者の休業補償を受けるべき学校医等の休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の4月1日における年齢に応じ区長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれの定める額を長期療養者の休業補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の区長が定める額は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第4条の3第1項の規定により人事院が定める額を考慮して定めるものとする。

第5条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る第3条の規定による補償基礎

額が、都条例第4条の3第1項の規定に基づき東京都教育委員会が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、第3条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を年金たる補償に係る補償基礎額とする。

(傷病補償)

第8条 [略]

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第2号の傷病等級をいう。第4項において同じ。）のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

(1) 第1級 都条例第6条の2第2項第1号に定める倍数

(2) 第2級 都条例第6条の2第2項第2号に定める倍数

(3) 第3級 都条例第6条の2第2項第3号に定める倍数

3・4 [略]

(障害補償)

第9条 [略]

2 [略]

3 障害補償年金の額は、1年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

(1) 第1級 都条例第7条第3項第1号に定める倍数

(2) 第2級 都条例第7条第3項第2号に定める倍数

額が、年金たる補償を受けるべき学校医等の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の4月1日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、学校医等の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該学校医等の基準日における年齢）に応じ区長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を年金たる補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の区長が定める額は、国家公務員災害補償法第4条の4第1項の規定により人事院が定める額を考慮して定めるものとする。

[同左]

第8条 [略]

2 [同左]

(1) 第1級 3 1 3 倍

(2) 第2級 2 7 7 倍

(3) 第3級 2 4 5 倍

3・4 [略]

[同左]

第9条 [略]

2 [略]

3 [同左]

(1) 第1級 3 1 3 倍

(2) 第2級 2 7 7 倍

(3) 第3級 都条例第7条第3項第3号に定める倍数

(4) 第4級 都条例第7条第3項第4号に定める倍数

(5) 第5級 都条例第7条第3項第5号に定める倍数

(6) 第6級 都条例第7条第3項第6号に定める倍数

(7) 第7級 都条例第7条第3項第7号に定める倍数

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

(1) 第8級 都条例第7条第4項第1号に定める倍数

(2) 第9級 都条例第7条第4項第2号に定める倍数

(3) 第10級 都条例第7条第4項第3号に定める倍数

(4) 第11級 都条例第7条第4項第4号に規定する倍数

(5) 第12級 都条例第7条第4項第5号に定める倍数

(6) 第13級 都条例第7条第4項第6号に定める倍数

(7) 第14級 都条例第7条第4項第7号に定める倍数

5～9 [略]

(介護補償)

第11条 [略]

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを

(3) 第3級 2 4 5倍

(4) 第4級 2 1 3倍

(5) 第5級 1 8 4倍

(6) 第6級 1 5 6倍

(7) 第7級 1 3 1倍

4 [同左]

(1) 第8級 5 0 3倍

(2) 第9級 3 9 1倍

(3) 第10級 3 0 2倍

(4) 第11級 2 2 3倍

(5) 第12級 1 5 6倍

(6) 第13級 1 0 1倍

(7) 第14級 5 6倍

5～9 [略]

[同左]

第11条 [略]

2 [同左]

(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを

除く。）。 都条例第8条の2第2項第1号に定める額

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が都条例第8条の2第2項第2号に定める額以下であるときに限る。）。 同号に定める額

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。 都条例第8条の2第2項第3号に定める額

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が都条例第8条の2第2項第4号に定める額以下であるときに限る。）。 同号に定める額

（遺族補償年金）

第13条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、学校医等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、学校医等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情

除く。）。 その月における介護に要する費用として支出された額（その額が17万7,950円を超えるときは、17万7,950円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が8万1,290円以下であるときに限る。）。 8万1,290円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。 その月における介護に要する費用として支出された額（その額が8万8,980円を超えるときは、8万8,980円）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が4万600円以下であるときに限る。）。 4万600円

〔同左〕

第13条 〔同左〕

にあった者を含む。以下同じ。)以外の者
にあつては、学校医等の死亡の当時次に掲
げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父
母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、
障害の状態(教育委員会規則で定める障
害がある状態をいう。次条第4項、第1
5条及び第19条において同じ。)にあ
ること。

2・3 〔略〕

第14条 遺族補償年金の額は、1年につき、
補償基礎額に、次の各号に掲げる遺族補償
年金を受ける権利を有する遺族及びその者
と生計を同じくしている遺族補償年金を受
けることができる遺族の人数の区分に応じ、
当該各号に定める倍数を乗じて得た額とす
る。

(1) 1人 都条例第11条第1項第1号に
定める倍数(この場合において、同号中
「障害の状態にある妻」とあるのは、
「墨田区立学校の学校医、学校歯科医及
び学校薬剤師の公務災害補償に関する条
例(平成14年墨田区条例第17号)第
13条第1項第4号に規定する障害の状
態にある妻」とする。)

(2) 2人 都条例第11条第1項第2号に
定める倍数

(3) 3人 都条例第11条第1項第3号に
定める倍数

(4) 4人以上 都条例第11条第1項第4
号に定める倍数

2～4 〔略〕

(遺族補償一時金)

第17条 〔略〕

2 前項第2号に規定する遺族補償年金の額
の合計額は、次に掲げる額を合算した額と
する。

(1) 〔略〕

(2) 権利消滅年度の前年度以前の各年度の
分として支給された遺族補償年金の額に、
都条例第14条第2項第2号の規定に基
づき東京都教育委員会が定める率を乗じ

(1)～(3) 〔略〕

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父
母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、
障害の状態(教育委員会規則で定める障
害がある状態をいう。次条、第15条及
び第19条において同じ。)にあること。

2・3 〔略〕

第14条 〔同左〕

(1) 1人 153倍(55歳以上の妻又は
障害の状態にある妻にあつては175倍)

(2) 2人 201倍

(3) 3人 223倍

(4) 4人以上 245倍

2～4 〔略〕

〔同左〕

第17条 〔略〕

2 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 権利消滅年度の前年度以前の各年度の
分として支給された遺族補償年金の額に、
権利消滅年度の4月1日において経験年
数に応じて定められていた補償基礎額を

て得た額の合算額

第19条 遺族補償一時金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額（第17条第1項第2号の場合にあっては、その額から同号に規定する合計額を控除して得た額）とする。

- (1) 前条第1項第3号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 都条例第16条第1項第1号に定める倍数
- (2) 前条第1項第3号に該当する者のうち、学校医等の3親等内の親族で、学校医等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上であった者又は障害の状態にあった者 都条例第16条第1項第2号に定める倍数
- (3) 前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる者 都条例第16条第1項第3号に定める倍数

2 〔略〕

（葬祭補償）

第25条 葬祭補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、葬祭を行う者に対して、都条例第20条の規定を準用して算出する金額を支給して行う。

付 則

（都条例の改正の場合の経過措置）

第9条 この条例が準用し、又は引用する都条例の規定が改正された場合におけるこの条例の適用について必要な経過措置に関しては、教育委員会規則で特に定めるものを除き、当該規定の改正の際の経過措置の例による。

当該各年度の4月1日におけるそれぞれこれに対応する補償基礎額で除して得た率を基準として区長が定める率を乗じて得た額の合算額

第19条 〔同左〕

- (1) 前条第1項第3号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 400倍
- (2) 前条第1項第3号に該当する者のうち、学校医等の3親等内の親族で、学校医等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上であった者又は障害の状態にあった者 700倍
- (3) 前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる者 1,000倍

2 〔略〕

〔同左〕

第25条 葬祭補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、葬祭を行う者に対して、31万5,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給して行う。

付 則

〔新設〕

別表

補償基礎額表

医師、 歯科医 師又は 薬剤師 としての 経験 年数	5年未 満	5年以 上	10年 以上	15年 以上	20年 以上	25年 以上
		10年 未満	15年 未満	20年 未満	25年 未満	

学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	7,494 円	9,090 円	11,703 円	13,152 円	15,573 円	16,602 円
学校薬 剤師の 補償基 礎額	6,459 円	7,422 円	9,081 円	10,539 円	11,505 円	11,865 円

備考

- 1 医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。
- 2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後実地修練を経た者 1年
 - (2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 4年
 - (3) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期の課程を修了した者 5年
 - (4) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年
 - (5) 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了した者 2年
- 3 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。
 - (1) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が5年のものを卒業した者 2年
 - (2) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が4年のものを卒業した者 医師及び歯科医師にあつては3年、薬剤師にあつては1年
 - (3) 旧専門学校令による専門学校で修業年

	<u>限が3年のものを卒業した者 歯科医師にあつては4年、薬剤師にあつては2年</u> <u>4 2及び3に該当しない者については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）別表備考第4号の規定に基づき文部科学大臣の定めるところにより、2及び3に準じて医師等としての経験年数を加減する。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者及び政令別表備考第4号の規定に基づきこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。</u>
--	---

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の墨田区立小学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。